

## お知らせ

2016年5月20日  
日本郵便株式会社

### ふるさと切手「地方自治法施行60周年記念シリーズ」完結記念 小型記念日付印の押印サービスの実施

日本郵便株式会社は、2008（平成20）年から約8年にわたり発行してきたふるさと切手「地方自治法施行60周年記念シリーズ」が、「地方自治法施行60周年記念シリーズ 東京都」（2016年6月7日発行）の発行をもって完結することを記念して、全国13か所の郵便局で、小型記念日付印による押印サービスを実施します。

#### 1 窓口での押印

使用期間および使用局等は次のとおりです。

使用期間	使用局	小型記念日付印の意匠等
2016（平成28）年6月7日（火）～2016（平成28）年7月6日（水）	札幌中央、仙台中央、さいたま中央、横浜中央、東京中央、長野中央、金沢中央、名古屋中央、大阪中央、広島中央、松山中央、福岡中央、那覇中央	<a href="#">別紙</a> のとおり

#### 2 郵頼による押印

- (1) 郵頼送付先等は[別紙](#)のとおりです。
- (2) 本件の小型記念日付印については、為替による郵頼のお申込みの受付はいたしません。
- (3) 2016年6月7日（火）日付の日付印は、2016年5月31日（火）必着でお申込みください。  
それ以降の日付の郵頼についても、余裕を持ってお申込みください。
- (4) 郵頼のお申込み期日は、2016年7月6日（水）必着です。
- (5) 押印の指示内容、お客様の電話連絡先を明記してください。  
また、記念押印のお申込みの場合は、返信用封筒等を忘れずに同封してください。
- (6) お申込み状況により、返送が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以上